

## 第29回新市民会館整備等調査特別委員会会議記録

日 時 令和4年8月24日（水曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午後 1時10分 開議  
午後 1時44分 散会

### 付託事件

#### (1) 新市民会館及び周辺地域の整備に関する事項

#### 1 本日の会議に付した事件

- (1) 不動産の取得の変更に関することについて
- (2) 財産の取得に関することについて（水戸市民会館舞台音響機器）
- (3) 財産の取得に関することについて（水戸市民会館舞台音響通信機器）

#### 2 出席委員（23名）

委員長	渡 辺 政 明 君	副委員長	高 倉 富 士 男 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	萩 谷 慎 一 君
委員	土 田 記 代 美 君	委員	田 中 真 己 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	佐 藤 昭 雄 君
委員	綿 引 健 君	委員	木 本 信 太 郎 君
委員	後 藤 通 子 君	委員	田 口 文 明 君
委員	森 正 慶 君	委員	黒 木 勇 君
委員	飯 田 正 美 君	委員	大 津 亮 一 君
委員	栗 原 文 隆 君	委員	袴 塚 孝 雄 君
委員	五 十 嵐 博 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	安 藏 栄 君	委員	田 口 米 蔵 君
委員	松 本 勝 久 君		

#### 3 欠席委員（3名）

委員	鈴 木 宣 子 君	委員	内 藤 丈 男 君
委員	福 島 辰 三 君		

#### 4 委員外議員出席者（なし）

#### 5 参考人として出席した者（1名）

公益財団法人  
水 戸 市  
芸術振興財団  
常 務 理 事  
大 津 良 夫 君

#### 6 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	田 尻 充 君	副 市 長	秋 葉 宗 志 君
-------	---------	-------	-----------

市長公室長	小田木健治君	政策企画課長	宮川孝光君
交通政策課長	川上悟君		
総務部長	園部孝雄君		
財務部長	白田敏範君	財政課長	佐藤直明君
契約検査課長	鈴木和男君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部副部長 (文化交流課長事務取扱)	小嶋いつみ君
市民協働部技監	太田達彦君	市民協働部参事兼 新市民会館整備課長	須藤文彦君
産業経済部長	長谷川昌人君	商工課長	楢崎芳明君
建設部長	大和直文君	建設部技監兼 建設計画課長	上田航君
建築課長	大和田聡君		
都市計画部長	加藤久人君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区開発事務所長	大森幹司君
都市計画課長	平澤俊之君		
7 事務局職員出席者			
事務局長	天野純一君	総務課長	加藤清文君
議事課長	大嶋実君	法制調査係長	武田侑未子君
書記	島田祐輔君		

午後 1時10分 開議

○渡辺委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより第29回新市民会館整備等調査特別委員会を開催いたします。議事に先立ちまして、鈴木委員、内藤委員、福島委員が所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告を申し上げます。

なお、本日も参考人として、公益財団法人水戸市芸術振興財団、大津常務理事に御出席をいただいておりますので、御了承を願います。

それでは、これより議事に入ります。

本日の報告事項は3件でございますが、これらの案件につきましては、第3回定例会に提出が予定されている案件でございますことから、本日は説明を行うにとどめたいと思いますので、御了承を願います。

初めに、不動産の取得の変更に関することについて、執行部から説明を願います。

須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 不動産の取得の変更に関することについて、提出いたしました資料、特別委員会資料①と書かれている資料にて御説明いたします。

本件につきましては、令和2年12月22日に議決をいただきました市議会議案第175号 不動産の取得について、本年7月1日開催の特別委員会において御承認をいただきました泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業の事業費に基づきまして、権利変換計画の変更が行われたことに伴い、市の不動産の取得の内容を変更するものでございます。

2ページをお開きください。

内容につきましては、こちら2ページの新旧対照表で御説明いたします。

1、不動産の表示の(1)建物の欄を御覧ください。

変更のあった箇所を網かけで表示しております。

延床面積の変更前は2万3,212.63平方メートルでございましたが、事業の進捗に伴う面積の算定の精査により2万3,232.35平方メートルとなりまして、変更前と比べて19.72平方メートル増加いたしました。

次に、新市民会館部分である公益施設部分と共用部分の面積につきましては、相互の区分を精査したことに伴いまして、それぞれ変更となったものでございます。公益施設部分につきましては、変更前の2万1,944.99平方メートルに対し、変更後は2万1,808.04平方メートルとなりまして、136.95平方メートルの減、共用部分につきましては、変更前の931.32平方メートルに対し、変更後は1,085.5平方メートルとなりまして、154.18平方メートルの増となりました。

2、取得持分につきましては、事業全体の精査に伴い、確定したものでございます。

(1)建物の取得持分につきましては、小数点第6位までの表記でございまして、公益施設部分につきましては変更前の100万分の93万6,726に対しまして、変更後は100万分の94万1,868となります。共用部分につきましては、変更前の100万分の92万2,587に対しまして、変更後は100万分の92万7,459となりました。

(2)土地の取得持分につきましては、小数点第12位までの表記でございまして、変更前の1兆分の9,099億847万1,346に対しまして、変更後は1兆分の9,149億326万1,028となりました。いずれの取得持分につきましても変更前に比べ0.5%ほど増加いたしました。

3、取得価格につきましては、本年7月1日開催の特別委員会におきまして御説明いたしましたとおり、国の補助制度の改正により市街地開発事業の補助金・負担金が2.6億円増加したことに伴いまして、本市が新市民会館の床を取得するための保留床処分金が2.6億円減少することになったことと対応しております。権利変換計画の変更に伴い、事業費を精査した結果、変更前の185億2,000万円に対し、変更後は182億5,097万9,826円となりまして、2億6,902万174円の減額となりました。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○渡辺委員長 それでは、次に、財産の取得に関することについて（水戸市民会館舞台音響機器）について、執行部から説明をお願いします。

須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 続きまして、財産の取得に関することについて、提出いたしました特別委員会資料②にて御説明いたします。

本件の水戸市民会館舞台音響機器につきましては、新市民会館の大ホールなど諸室の機能を高めるため、建築物の本体工事に係る実施設計などにおきまして、音響に関する専門業者や水戸芸術館の舞台技術部門などからも助言を受けまして、水戸市民会館に適する機種や数量について仕様を定め、次により取得するものでございます。

1ページを御覧ください。

1、動産の表示は、水戸市民会館舞台音響機器一式でございます。

内訳につきましては、(1)の移動型サブウーハが6台、これは低い音を補うためのスピーカでございます。

(2)の移動型サブウーハ用キャスター台車が6台。

(3)の組立式コンソール台が9台、これは音響や照明を操作する機器を置くための台でございます。

(4)の音響操作用高椅子が9脚。

(5)の効果用スピーカスタンドが20本。

(6)の音響操作ワゴンといたしまして、アのアナログミキサが1台。

イのメディアプレーヤが4台、これはCDやUSBメモリ、SDカードなどの記録メディアに記録された音を再生するための機器でございます。

ウのメモリ・CDレコーダが1台、これはUSBメモリやCDなどで録音再生をする機器でございます。

エのブルーレイディスクプレーヤが4台。

オの収納ワゴンが1台。

カのパワーディストリビュータが7台、これは音響機器への電源供給のための器具でございます。

(7)のワイヤレスマイク装置といたしまして、アのワイヤレス受信機が1台。

イ、ハンドヘルドマイクロホンが2台、これは手で持つタイプのマイクでございます。

ウのタイピン型マイクロホンが1台。

エの超小型指向性コンデンサマイクロホンが1台、これは超小型のマイクでございます。

(8)のビデオプロジェクタといたしまして、ア、レーザー光源ビデオプロジェクタが1台。

イの超短焦点レンズが1台、これは投影距離を短くするためのレンズでございます。

(9)のAVテーブルが7台。

(10)の映像ワゴンといたしまして、アのビデオスイッチャが1台、これは複数のカメラなどの映像を切り替えるための装置でございます。

イ、小型モニタディスプレイが3台。

ウ、移動型ケースが4台でございます。

(11)の組立式スクリーンが2台。

(12)の録音再生機器類といたしまして、アのメモリ・CDレコーダが4台、これはUSBメモリやCDなどで録音再生する機器でございます。

イのリモートコントローラが4台。

ウ、移動型ケースが10台でございます。

2ページを御覧ください。

(13)の大型移動スピーカ類といたしまして、アの12インチ2WAYスピーカが10台、これは舞台に直接設置をしたり、高い位置に設置をすることができるスピーカでございます。

イの専用フライングブラケットが6個、これはスピーカをつり下げるための部品でございます。

ウのスピーカスタンドが6本でございます。

(14)の小型移動スピーカ類といたしまして、アの8インチ2WAYスピーカが4台。

イの専用フライングブラケットが4台。

ウのパイプクランプが4個。

エの専用TVスピゴットが4個、これはスタンドに取り付けるための部品でございます。

(15)の移動スピーカ類専用スピーカスタンドアダプタが10個。

(16)の大型パワードスピーカ類といたしまして、アの18インチパワードサブウーハが2台、これはアンブが内蔵されたタイプのサブウーハでございます。

イのスピーカ台車が2台。

ウのスピーカスタンドが4本でございます。

(17)の小型パワードスピーカ類といたしまして、アのモニタスピーカが10台。

イのスタンドが30本でございます。

(18)の楽屋系モニタテレビ用機器といたしまして、アの22型地デジチューナ付テレビが25台、これは楽屋で舞台の状況を確認するためのテレビでございます。

イのビデオ信号変換器が6台、これはデジタル放送の電気信号を変換するための機器でございます。

(19)のホワイエ系モニタテレビ用機器といたしまして、アの32型地デジチューナ付テレビが11台、これは各ホールのホワイエで舞台の状況を確認するためのテレビでございます。

イのディスプレイスタンドが11台でございます。

(20)のビデオスイッチャが2台。

(21)のHDMIケーブルが22本、これは各種機器を接続するケーブルでございます。

(22)のHDMI・DVI信号光延長器・送信器が2台、これは光信号を送信する機器でございます。

(23)のHDMI・DVI信号光延長器・受信器が2台、これは光信号を受信する機器でございます。

(24)のHDMI・DVI信号光受信器・送信器用光パッチケーブルが2本、これは光信号を伝送するためのケーブルでございます。

2の取得価格は、4,015万円。

3の契約の相手方は、水戸市内原1丁目225番地、株式会社柴沼金物、代表取締役、柴沼成明でございます。

添付資料といたしまして、仕様書を3ページから8ページ、入札調書を9ページに掲載いたしましたので御参照ください。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○渡辺委員長** 次に、財産の取得に関することについて（水戸市会館舞台音響通信機器）について、須藤課長のほうからお願いします。

**○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長** 続きまして、財産の取得に関することについて、提出いたしました特別委員会資料の③にて御説明いたします。

本件につきましては、水戸市民会館舞台音響通信機器として、次により取得するものでございます。

1、動産の表示は、水戸市民会館舞台音響通信機器一式でございます。

(1)のワイヤレスインターカムでございますが、これは舞台のスタッフの通信用として使用するものでございます。

内訳といたしましては、アのベースステーションが2台、これはインカムに電波を飛ばすための本体となる機器でございます。

イの移動型ケースが2台。

ウのベルトパックが16台、これはベースステーションなどとの通信のための機器でございます。

エのキャリングケースが4台。

オのヘッドセットが20台、これはヘッドホンのように頭に装着する機器でございます。

カの急速充電器が4台でございます。

(2)の赤外線補聴システムでございますが、これは難聴の方への音声での御案内や、国際会議における同時通訳におきまして使用する補聴システムでございます。

内訳といたしましては、アのトランスミッタが1台、これは音声などを信号化する機器でございます。

イの移動型ケースが1台。

ウの赤外線ラジエータが2台、これはトランスミッタで信号化された音声などを赤外線に変換して送信する機器でございます。

エのレシーバが24台、これはラジエータからの赤外線を音声に変換する機器でございます。

オのネックループインダクタが24台、これはレシーバと補聴器を接続するケーブルでございます、首

にかけて使用するものでございます。

カのチャージング・キャリーケースが2台、これはレシーバを収納して充電をすることができるケースで  
ございます。

キのバッテリーパックが24個でございます。

2の取得価格は、1,490万5,000円。

3の契約の相手方は、水戸市住吉町192番地の111、茨城教育映像、伊藤修でございます。

添付資料といたしまして、仕様書を2ページから3ページ、入札調書を4ページに掲載いたしましたので  
御参照ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○渡辺委員長 以上で、説明は終わりました。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、ちょっと時間をいただいて。

契約についてちょっとお伺いしたいんですが、水戸市の基本的な契約の仕方にはどういう契約があって、  
どういう状況の中で入札とかそういうのをするのか、ちょっと教えていただいてもいいですか。

○渡辺委員長 そうすると、今回のこの音響関係の契約の流れについてというところでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それではこれの、音響関係の契約に至る流れをちょっとお話しいただけますか。

鈴木契約検査課長。

○鈴木契約検査課長 ただいまの袴塚委員の御質問についてお答えいたします。

今回の契約の流れでございますが、まずは新市民会館整備課のほうで購入する物品の種類を決めた後に、  
契約検査課のほうに参考見積りという形で依頼が来ます。それを基に、契約規定に基づいて業者を選定して  
参考見積りを徴取いたします。その徴取したものを精査して、それを予定価格として今度は指名競争入札に  
付して、指名競争を行った後、開札して最低額者を決めるという流れになっています。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 物品の契約については、今ちょっと分かりました。ついででございますので、一般の、その物  
がない部分のメンテナンスとか、そういうふうな契約というのはどんなふうにおやりになっているんでしょ  
うか。一般的な社会通念上の常識でも結構でございますので、教えてください。

○渡辺委員長 答弁できますか。

鈴木課長。

○鈴木契約検査課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

業務契約、一般的にメンテナンスと言われるものの契約の流れでございますが、これもまず予定価格を決  
める流れですが、2通りありまして、1つは水戸市側で積算ができるようなもの、こういうものは見積りを  
しないで水戸市が積算して予定価格を決定いたします。もう一つ、積算をする根拠が、公的な材料がないも  
の、それについては先ほどの物品と同じように対象業者、登録されている業者から参考見積りを徴取して、  
その徴取した価格を基に予定価格を決定し、指名選定を行った後、入札を行うという流れになります。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 指名する際に、実績とかそういうものは加味されるのでしょうか。

○渡辺委員長 鈴木課長。

○鈴木契約検査課長 メンテナンスの入札で言いますと、まずその発注する工種に登録されている業者の方の名簿があるんですが、その中から選定しまして、その中で実績とか過去の完成工事高等が高いかだとか、そういうものを基準に業者選定をしております。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうしますと、社会通念上の入札というのは、一般的には応募をするか、指名をするか、このいずれかがあって、その中から落札者が決定するという考え方でしょうか。応募はしなかったんだけど、この人がいいなと飛び込みで入札、もしくは一方的に行政側が決めるというようなことはないんですか。

○渡辺委員長 鈴木課長。

○鈴木契約検査課長 まずは名簿登録制となっております、一般的にはその名簿に登録する業務は、入札に参加を希望する方が申請を行いますので、その中から選定することになります。まれに例えば名簿登録の中で扱いきれないような業務等もありますので、そういう場合は名簿登録外で、その業務が対応可能な方を指名する場合もございます。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 それは指名ですよ。落札ではないですよ。登録外の方が落札することってあるんですか。例えば手を挙げてくださいねと、5社なら5社、10社なら10社が手を挙げました。ところが、そうじゃない業者に決まっちゃうなんていうことはあるんですか。

○渡辺委員長 鈴木課長。

○鈴木契約検査課長 基本は指名を発注者側からかけますので、その中の方が入札に参加して、最低落札者の方が一般的には契約者になるという流れです。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 それでは、ちょっと今度は市民会館の担当の方にお聞きしますが、この2件の案件については、水戸市住吉町、水戸市内原の方がそれぞれ落札をして、これは委員会の、いわゆる地元業者を何とか使っていただきたいというお願いの中で、恐らくこういうふうな結果になったんだと思うんですが、委員会の要望というか、地元業者を使っほしいという委員会の意見に関しては、どの程度そうしなければならないかと思っておられるのか。聞いておけばいいかなみたいな、その程度のことなのか、その辺の認識をちょっと伺います。

○渡辺委員長 ちょっとこれは、今までの委員会の中で委員さんのほうから要望として地元の企業の振興等のため、地元業者をというようなお話と関わりがあるかと思っておりますので、それについてしっかり行政、市のほうの考え方をお話してください。

須藤課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。



市の方針といたしましては、市内で業務を請ける事業者さんがいらっしゃる場合は、地元水戸市に本社を置く企業をまず優先して選定していくべきものというふうに考えております。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そんなふううまくいけばいいんだけど、今度の新市民会館の委託については、元請さんがあって、そこが全面委託を受けたという流れですよ。その中で、その運営について、いろいろな入札があるでしょうから、そういうものについても地元業者の育成という観点から地元業者を使っていたきたいと、こういうふうな要望を委員長も含め、いろいろな委員会を通じてこれまでも何度かお話をしてみました。こういうものについては、相手先のほうにはどういうふうな伝え方をしているんですか。重い受け止め方をされるようなことをやっておられるのか、一応委員会が言っているからしょうがない、そういうことも言わなくちゃなんねえかなという程度の言い方なのか、どちらなんですか。

○渡辺委員長 簡単に話しているのでは、委員会の重みがなくなっちゃうからね。委員会で決まったことを指摘して話しているわけだから。

須藤課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

指定管理者における業務におきましても、市内の事業者さんで請け負っていただける案件につきましては、市内に本社を置く企業の方に請け負っていただくものが最優先であるというふうに考えておりまして、指定管理者に対しても、市からその旨を伝えているところでございます。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 市内に本店を置くということは、100%出資会社、要するに親会社が東京にあって100%東京の業者が出資しているというようなことでも市内業者でいいんですか。

○渡辺委員長 市内に本社があるということの中で、今袴塚委員の話では、本社は東京なんだけれども、出資して水戸に設置してあるんだったら、それは本社になるのかということだよ。

須藤課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 先ほど契約検査課からも御説明申し上げましたとおり、事業者さんの登録名簿というものがございまして、その名簿の中では市内業者、県内業者、県外という形で区分されているところでございますが、その中でも市内業者という形で区分されている業者さんを最優先に選定してまいりたいというふうに考えております。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これまで委員会でまとめてきたのは、やはり税としての還元、要するに収益を上げていただいて頑張っていただいて、そしてそれが水戸市の収税として還元していただく。こういうことが前提で、水戸市の血税が、市民の税金がそういうところにお支払いできているということだと思うんです。今私が申し上げているようなところは連結決算になっていて、収益を本店に上げると、こういうふうな決算の仕方もあるわけです。ですから、そういう意味では、やはり地元資産、地元資本でなければ、水戸に本店を置いたからといって、例えば東京の人がやっている業者ではおかしいんじゃないですかと、僕自身はそう思います。

それから、水戸市がこれまでも地元業者育成のためですから地元でやってくださいねという話をしまし

た。そのコンベンションリンクージさんが募集しました。こういう仕事がありますよ、出てきてくださいねと募集し、そこに手を挙げた業者がいました。そうすると、一般的にはその業者の中から選ばれるんですか。それともそうじゃないところからも選ばれるんですか。今の契約のお話からすると、手を挙げて承認したところの中から選ばれるというのが社会通念上の常識だよというお話をいただいたんですが、この辺についての担当者の認識はどんなふうですか。

○渡辺委員長 須藤課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

コンベンションリンクージにつきましては、昨年12月に指定管理者に係る議案を提出いたしまして議決いただいたところでございますけれども、その選定に至る過程の中で、事業計画書というものを提案型という形で提出いただいているところでございます。その中で地元企業の連携という形で、個別の事業者名を記載した形で事業計画書を提出されているという状況がございますので、その事業計画書の中に既に記載されているという事業者につきましては、その時点で既に手を挙げているというふうにみなされるものと考えられます。そういった事業者さんも含めて、改めて面談などを通じてやり取りをさせていただいた事業者さん、そういった事業者さんも含めまして選定されるものというふう考えております。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 コンベンションリンクージさんが手を挙げたときに一緒にやるよという業者は、そこは分かります。そこから先、子会社も含むんですか。そうじゃないと思います。そういう状況であればなぜ仕事をやりたいんですかと手を挙げさせたのですかと。そこは、コンベンションリンクージがどういう会社か僕は分かりませんが、そういうことがあるのであれば、なぜ新たな募集をしたのかというところに疑義がいかないですか。どうなんですかそれは。それは当たり前なんですか。決まっているにもかかわらず、やりたい人は手を挙げてくださいと、わざとらしく言うておいて、今課長がおっしゃったように手を挙げたときに仲間でやろうよと言っていた業者からそれはそうなんだという話になってしまうと、じゃ何で改めて手を挙げさせたんですか。というところが、水戸の業者をなめてないですか。と思うんですけども、そういうことが社会通念上許されるのかどうか。もし万が一そういうことがあるとすれば、それは逆に言うと、皆様方がもう少し真剣に議会の意見を捉えて、そして整理をすべき範疇のはずなんです。これは私の憶測で言っているのかも分からないし、事実としてそういうことがあったのかもよく分からない。分からないけれども、万が一今後そういうことがあるとすれば、これは水戸市の行政が市民のお金でコンベンションリンクージに3億円も4億円も払うわけですから、そこには収益を上げてもらう、雇用が生まれる、そして税金を納めた中から水戸市に還元される、そういう確約を取るという、そういうことを循環型経済の中でやっていくという考え方が僕は基本的に必要だと思う。だから、そういうことをもう一度原点に立ち返ってきちんとやっていただかなければ、我々委員会、渡辺委員長の下で何度も何度も地元業者の育成でしよう、地元で仕事を回してくださいねと、体育館のときも市役所のときもいろいろなことを言いましたよ。だけれども、来る車はみんな県外の車だよ。市民会館だって僕は夜も歩いているけれども、夜だって水戸市の車は3台に1台しかないよ。そういう状況が今あるということ、皆さん方はやっているよというけれども、現実には現場はそんなことないですよ。こういうことがあるので、やはり十分御配慮いただかないと、我々も論議している意

味がない。渡辺委員長の下で我々が一生懸命こうやって地元育成，地元業者のためと，震災があったって何があったって地元以外の業者は来ませんからね。この間の東日本大震災のときだって分かるでしょう。あれ全部市内の業者が復旧したんですよ。そういうことを考えた中で行政というのは推進していくべきだと，こういうことだけ。今日はちょっと関連でやらせていただいたので，これ以上は申し上げませんが，やはりそういうことをしっかりと肝に銘じて，コンベンションリンクージが請けたから，そこがやっているから俺らは関係ないんだという考え方は捨てていただきたい。水戸市の事業ですから，しっかりやっていただきたい。

**○渡辺委員長** 今の袴塚委員の指摘どおり，やはり地元を大切にしようというような話の下で業者さんをみんな集めて入札したけれども，それはポーズじゃないのかという話になっちゃうんだよね。ですからその辺のところをしっかりとコンベンションリンクージさんにも伝えて，今後の対応とかも含めて，長く続くわけですから，最初が肝腎だと思いますよ。だからそんなところをよく伝えていただきたいのと同時に，今度の契約，運営の件は専門的な内容で誰も知らないわけだから，その辺のところについてもしっかりと皆さん方も勉強しておいてくれないと，今度の委員会のときにいろいろ細かいことを聞かれても分かりませんというのでは困っちゃうので，その辺のところを伝えておきたいと思います。

それでは，以上をもちまして，本日の特別委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時44分 散会